

令和6年能登半島地震による被害情報(第40報)

※これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。

※下線部は、前回からの変更箇所

1. 文部科学省関係の被害情報(5月30日12時00分時点)

※都道府県教育委員会等からの報告をまとめています

(1) 人的被害(児童生徒等) ※学校管理下

・被害報告なし。引き続き情報収集中。

(2) 物的被害情報

都道府県名	国立学校施設(校)		公立学校施設(校)		私立学校施設(校)		社会教育・体育・文化施設等(施設)		文化財等(件)		独立行政法人等(施設)		計
山形県									2				2
福島県								1	1				2
新潟県	9		333		26		160		96		1		625
富山県	4		240		43		165		130		2		584
石川県	9		300		29		423		188		1		950
福井県	2		10		3		9		3				27
長野県	2		2				8						12
岐阜県	2		2				2		3				9
愛知県	1								1				2
三重県									1				1
滋賀県	1												1
京都府	1				1				1				3
大阪府	1												1
兵庫県			3										3
計	32		890		102		768		426		4		2222
14府県	幼 小 中 高 特別 大学 高専	1 5 5 1 2 15 3	幼 小 中 高 義務 高 中等 特別 大学 高専	2 481 217 6 127 5 34 7 大学 短大 ほか	幼 小 中 高 高 大学 短大 ほか	14 1 1 26 26 19 8 34	社教 青少 社体 文化 ほか	294 9 333 126 6	国宝(建) 重文(建) 登録(建) 重文(美) 史跡 特名 名勝 天然 景観 登録(記) 伝建 重有民 重無民 ほか 世界遺産(※) 日本遺産(※)	2 56 184 6 22 1 9 4 2 1 13 4 1 121 4 43	独法	4	

主な被害状況: がけ崩れ、敷地内亀裂隆起、校舎壁ひび割れ、ガラス破損、エキスパンションジョイント破損 等

※上記一覧表における「世界遺産」及び「日本遺産」の被害件数は、上記一覧表における被害件数の「計」には含めない。

(3) 休校・短縮授業となっている学校等

都道府県名	国立学校施設(校)		公立学校施設(校)		私立学校施設(校)		社会教育・体育・文化施設等(施設)		文化財等(件)		独立行政法人等(施設)		計
	休校	短縮	休校	短縮	休校	短縮	休館	短縮	休館	短縮	休館	短縮	
新潟県							7						7
富山県							2						2
石川県							53						53
計							62						62
3県							社教 青少 社体 文化	35 1 23 3					

※石川県においてはすべての学校で「始業」しており、日々の短縮状況の集計は行っていない。

(4) 避難所となっている学校等

都道府県名	国立学校施設(校)		公立学校施設(校)		私立学校施設(校)		社会教育・体育・文化施設等(施設)		文化財等(件)		独立行政法人等(施設)		計
石川県			21				23				1		45
計			21				23				1		45
1県			小 中 義務 高 ほか	10 6 2 1 2			社教	23			独法	1	

2. 文部科学省等の対応

＜文部科学省＞

【省内の体制整備等】

- ・文部科学省災害情報連絡室(室長:参事官(施設防災担当))を設置。(令和6年1月1日16時15分)
- ・文部科学省災害応急対策本部(本部長:官房長)へ改組。(令和6年1月1日18時15分)
- ・政府令和6年能登半島地震特定災害対策本部会議(第1回)に文教施設企画・防災部長が出席。(令和6年1月1日)
- ・文部科学省非常災害対策本部(本部長:事務次官)へ改組。(令和6年1月2日15時15分)
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会(臨時会)を開催。(令和6年1月2日)
- ・文部科学省非常災害対策本部会議(第1回)を開催。(令和6年1月3日)
- ・政府令和6年能登半島地震非常災害対策本部会議(第4回、第11回、第14回)に文部科学大臣が出席。
- ・被災地における就学機会の確保に関するプロジェクトチームを設置。(令和6年1月16日)
- ・政府令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部会議(第1回～第5回)に文部科学大臣が出席。

【学校等の安全確保、災害復旧等】

- ・関係教育委員会、公私立大学、全国の国立大学法人に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請。(令和6年1月1日)
- ・被災した公立学校施設の早期復旧を図るため、災害復旧にかかる現地調査前の復旧事業の着手等について、関係教育委員会宛てに事務連絡を発出。(令和6年1月5日)
- ・関係教育委員会宛てに、公立学校施設災害復旧事業の事務手続きについて、学校設置者が作成する事業計画書等、簡素化を図る旨の通知を発出。(令和6年1月24日)
- ・関係私立学校主管部課宛てに、私立学校施設災害復旧事業の調査要領の取扱いと交付要綱への追加事項の通知を発出。(令和6年1月30日)
- ・関係都道府県私立専修学校・各種学校主管課宛てに、私立専修学校等の災害復旧について、私立学校と同様の交付要綱を制定したこと等の通知を発出。(令和6年1月30日)
- ・被災学校視察と学校施設災害復旧制度の説明会及び相談会を実施。(新潟県:2月6日)
- ・学校施設災害復旧制度の説明会及び相談会を実施。(石川県:2月19日)
- ・学校施設等の災害復旧にかかる地方公共団体とのオンラインでの意見交換を実施。
(七尾市・珠洲市・志賀町・能登町・穴水町:2月21日、輪島市:2月22日、石川県:2月28日
輪島市:3月18日、射水市:3月19日、珠洲市:3月28日、能登町:4月2日、志賀町:4月9日)
- ・令和6年能登半島地震による災害に係る文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領等の取扱い(応援教員等の仮宿泊室)について、石川県教育委員会宛に事務連絡を発出。(令和6年2月22日)
- ・学校給食の提供が物理的に困難となる場合等の排水機能を確保するため浄化槽を一時的に設置することを補助対象とした「令和6年能登半島地震による災害に係る文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領等の取扱いについて(令和6年1月24日付け)」の一部改正について、関係県教育委員会宛に通知を発出。(令和6年3月12日)
- ・校舎への仮設住宅建設に伴う代替機能の確保のため、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱への応急仮設グラウンド整備事業の追加について、関係県教育委員会宛に通知を発出。(令和6年4月5日)
- ・災害復旧現地調査の簡素化に係る「机上調査額」及び「本省協議(保留)額」の取扱いについて、「令和6年能登半島地震による災害に係る文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領等の取扱いについて」を一部改正し、関係県教育委員会宛に通知を発出。(令和6年4月17日)

【職員の派遣等】

- ・政府現地災害対策本部に審議官らを派遣。(令和6年1月1日～、のべ579人・日(令和6年5月30日時点))
- ・被災した学校施設の復旧支援のため、建築土木の専門家(2名)及び文部科学省職員(1名)を石川県に派遣。(令和6年1月5日)
- ・被災した学校施設の危険度(当面の使用の可否)を判定するため応急危険度判定士を派遣。
(第1班(3名):1/11～1/15、第2班(3名):1/15～1/19、第3班(3名):1/16～1/20、
第4班(3名):1/19～1/22)
- ・「被災地における就学機会の確保に関するプロジェクトチーム」のチーム員2名を現地に派遣。
(23日から能登町、穴水町、輪島市、珠洲市を訪問)
- ・文部科学大臣が石川県に入り、学校再開の状況を確認するとともに、集団避難先となっている施設を訪問し、教員をはじめとする関係者と意見交換を実施。また、石川県庁を訪問し、県災害対策本部会議に出席するとともに、知事、各市町教育長等と意見交換を実施。(令和6年1月25日)
- ・被災自治体へ、被災度区分判定(被災建物の状況を踏まえ、建物を建て直すか、補修するかといった復旧の方針を決めるための調査)を実施するため、建築構造に関する専門家を、学校設置者等からの依頼を受け派遣。(令和6年2月15日～3月15日)

- ・文部科学大臣が石川県に入り、重要無形文化財である「輪島塗」等に関する施設や、輪島市内の重要伝統的建造物群保存地区(黒島地区)等の被災状況を視察し、関係者と意見交換を実施。また、復旧に向けた取組が進んでいる学校施設を視察し、関係者と意見交換を実施。(令和6年3月9日)
- ・安江文部科学大臣政務官が石川県(珠洲市、能登町)に入り、避難所として利用されている学校や、近隣校が間借りしている学校を訪問し、関係者と意見交換を実施。(令和6年3月15日)
- ・文部科学大臣が石川県(珠洲市、能登町)に入り、避難所として利用されている学校や上下水道が未復旧の学校を訪問し、校長をはじめとする関係者との意見交換をするとともに、被災した寮の代わりに宿泊施設に滞在している高校生と懇談。(令和6年4月21日)

【被災した児童生徒等への支援・配慮等】

[児童生徒の安全・就学機会確保関連]

- ・都道府県教育委員会等宛てに、新学期等に当たっての学校教育活動の開始日の扱いや、学校教育活動を開始する際の留意点など、児童生徒等の安全確保等に関する通知を発出。(令和6年1月4日)
- ・就学援助・修学支援に係る柔軟な対応や、ICT等の活用を含めた登校できない児童生徒への学習指導、心のケアの充実など、児童生徒等の就学機会の確保等に関する通知を発出。(令和6年1月7日)
- ・各国公私立大学長等宛てに、経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策等について取りまとめた通知を発出。(令和6年1月10日)
- ・各国公私立大学長等宛てに、被災した学生への配慮等につき、経済的支援の観点のほか、外国人留学生に対する配慮や学生に対する単位の授与、就職活動等への配慮といった観点を盛り込んだ通知を発出。(令和6年1月10日)
- ・各都道府県・指定都市教育委員会の修学支援担当課等宛に、地震により被災した児童生徒等に対する就学援助、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金等に係る事務の取扱い等に関する事務連絡を発出。(令和6年1月10日)
- ・都道府県教育委員会等宛てに、医療関係職種等の国家試験の受験資格並びに学校、養成所及び養成施設の運営等に係る取扱いについて取りまとめた事務連絡を発出。(令和6年1月12日)
- ・各都道府県教育委員会等宛に、被災した児童生徒等の公立学校への弾力的な受け入れ等に関するQ&Aとフローチャートを事務連絡として周知。(令和6年1月12日)
- ・各都道府県・指定都市教育委員会進路指導主管課宛に、学生等震災特別相談窓口の設置等及び内定取り消し等の事案の迅速な把握について事務連絡を発出。(令和6年1月12日)
- ・各都道府県被災児童生徒就学支援等事業交付金関係事務主管課宛に、令和5年度被災児童生徒就学支援等事業交付金(大規模災害)に係る事業計画書等の提出に関する事務連絡を発出。(令和6年1月16日)
- ・新潟県、富山県、石川県、福井県教育委員会に対して、へき地児童生徒援助費等補助金の「激甚災害に伴う通学費」のメニューに係る交付申請書等の提出を依頼。併せて、新たに高校生も支援の対象に含めることを周知。(令和6年1月16日)
- ・「子供の学び応援サイト」に令和6年能登半島地震学習支援コンテンツ等を掲載。(令和6年1月18日)
- ・2次避難を検討している小中高校生等の保護者の皆さま向けリーフレット(2次避難先での学習継続について)をHPで公開。(令和6年1月19日)
- ・新潟県、富山県、石川県、福井県教育委員会等に対して、児童生徒等の学習の継続の観点から、学校の再開状況や地域の通信環境の状況など児童生徒等の取り巻く環境に応じた、学習の継続のための方法や工夫、留意点等について現時点で想定されるものを取りまとめ、事務連絡として周知。(令和6年1月19日)

[教職員等の体制関連]

- ・新潟県、富山県、石川県、福井県、新潟市教育委員会に対して、児童生徒の状況に応じてスクールカウンセラー等による支援を行うこと、その際、文部科学省の予算を活用可能であることを周知。(令和6年1月4日)
- ・新潟県、富山県、石川県、福井県、新潟市教育委員会に対して、教職員加配及び学習指導員や教員業務支援員について、追加配置等が可能であり、随時相談を受け付ける旨、周知。(令和6年1月4日)
- ・新潟県、富山県、石川県、福井県、新潟市教育委員会に対して、他の地方公共団体に対して教職員の派遣を求めることが可能であることと、随時相談を受け付ける旨、周知。(令和6年1月4日)
- ・各都道府県・指定都市教育委員会人事主管課宛てに、地震による被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について事務連絡を発出。(令和6年1月5日)
- ・関係都道府県・指定都市教育委員会人事主管課・労働安全衛生主管課宛てに、地震の対応等に伴う職員の健康管理・安全衛生について事務連絡を発出。(令和6年1月10日)
- ・日本臨床心理士会、日本公認心理師協会宛に、被災地へのスクールカウンセラーの派遣に関する協力依頼について事務連絡を発出するとともに、各都道府県・指定都市教育委員会スクールカウンセラー等活用事業担当課宛に、被災地へのスクールカウンセラーの派遣及び情報提供に関する協力依頼について事務連絡を発出。(令和6年1月10日)

- ・各都道府県・指定都市教育委員会人事主管課宛てに、被災地への教職員派遣の可否を調査するための事務連絡を発出。(令和6年1月11日)
- ・新潟県、富山県、石川県、福井県、新潟市教育委員会に対して、令和5年度「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」の「災害時緊急スクールカウンセラー活用事業」の補助対象になる旨を通知。(令和6年1月15日)
- ・各都道府県・指定都市教育委員会スクールカウンセラー等活用事業担当課宛に、被災地域からの避難児童生徒への心のケアの機会確保について、優先的な対応への配慮を依頼する事務連絡を発出。(令和6年1月19日)
- ・令和6年1月22日に石川県教育委員会から要望があつたことを踏まえ、令和6年1月11日付事務連絡「令和6年能登半島地震の被害に伴う人的依頼について」にて被災地への教職員派遣について派遣可と回答いただいた各都道府県・指定都市教育委員会宛てに、実際に被災地へ派遣することが可能な人数や期間等について調整するための事務連絡を発出。(令和6年1月22日)
- ・石川県の要請に基づき、スクールカウンセラー及び応援教員の派遣を調整。
(スクールカウンセラー:令和6年1月26日から、珠洲市・輪島市・能登町へ延べ22都道府県、約110名を派遣。(令和6年5月14日時点))
教員派遣:令和6年1月26日～3月22日、金沢市・白山市の集団避難施設へ、文部科学省職員10人を含む延べ55都道府県市1独立行政法人、290名を派遣。
- ・各県市教育委員会からの要望を踏まえ、石川県に36人分、富山県に17人分、新潟市に4人分の教職員加配を追加措置。(令和6年4月15日)

[入試関連]

- ・被災者に対する大学入学共通テストの特例措置等を盛り込んだ大臣メッセージを発出(令和6年1月3日)
- ・各国公私立大学長宛てに、令和6年度入学者選抜において、被災した受験生に配慮し、柔軟な措置を講じること等を求める通知を発出。(令和6年1月5日)
- ・被災された受験生向けの個別入試に関する相談窓口を文部科学省に設置し、文部科学省HPにて周知。(令和6年1月9日)

[教科書の取扱い関連]

- ・教科書事務に関する留意事項について各都道府県教育委員会宛に事務連絡を発出。(令和6年1月4日)
- ・新潟県、富山県、石川県、福井県に存する各小学校の設置者に対して、学習指導要領に対応した小学校外国語活動教材の再配布が可能である旨の事務連絡を発出。(令和6年1月9日)
- ・新潟県、富山県、石川県、福井県教育委員会に対して、災害救助法に基づき紙の教科書の再給与が物理的に困難な場合などは、代替してデジタル教科書を提供可能である旨の事務連絡を発出。(令和6年1月25日)
- ・令和6年度使用教科書の無償給与事務について各都道府県教育委員会宛に事務連絡を発出。(令和6年2月21日)

[その他]

- ・日本私立学校振興・共済事業団に対し、組合員証を紛失した場合でも速やかに再発行を行うことや、組合員証がなくても保険医療機関等において受診できること等を盛り込んだ事務連絡を発出。(令和6年1月1日)
- ・独立行政法人日本学生支援機構における令和6年能登半島地震による被害を受けた学生等への支援策について、文部科学省特設サイトに掲載。(令和6年1月4日)
- ・公立学校共済組合に対し、組合員証を紛失した場合でも速やかに再発行を行うことや、組合員証がなくても保険医療機関等において受診できること等を盛り込んだ事務連絡を発出。(令和6年1月4日)
- ・文部科学大臣所轄学校法人の理事長等宛てに、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第4条の規定に基づき「令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布、施行されたことを踏まえ、私立学校法に基づく期限の定めのある規定の特例的な取扱いについてまとめた通知を発出。(令和6年1月12日)
- ・各国公私立大学長等宛に、学生等のボランティア活動に関し、修学上の配慮や安全管理の徹底等に関する指導といった観点を盛り込んだ通知を発出。(令和6年1月22日)
- ・石川県教育委員会宛に、学校施設等に開設した避難所の環境改善を依頼する事務連絡を発出。(令和6年1月23日)
- ・「被災地の子供への学習・体験活動の提供支援」について、令和5年度分の公募を開始し、その旨を周知する事務連絡を発出。(令和6年2月27日)
- ・「被災地の子供への学習・体験活動の提供支援」について、令和6年度前期分の公募を開始し、その旨を周知する事務連絡を発出。(令和6年4月8日)
- ・観光庁からの依頼を受け、各都道府県教育委員会等宛てに、北陸地域への修学旅行について、風評に惑わされることなく、現地の正確な情報に基づき、できる限り予定通りの実施が望まれる旨を周知する通知を発出。(令和6年4月8日)

<スポーツ庁>

- ・運動・スポーツを通じて被災者の心身の健康の保持・増進につながるコンテンツを、長官メッセージと共にHPに掲載(令和6年2月29日)
- ・スポーツ庁長官が石川県珠洲市を訪問し、児童生徒や避難者と交流するとともに、手軽にできるエクササイズを行ったほか、市長をはじめとした関係者と意見交換を実施。(令和6年4月24日)

<文化庁>

- ・文化財等の被害情報を収集するため、文化庁文化財調査官等の派遣を順次開始。
(石川県(金沢市:1月12日~、輪島市:2月1日~、七尾市・中能登町:2月7日~)、富山県(1月19日~)、新潟県(1月30日~))
- ・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第4条の規定に基づき「令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布、施行されたことを踏まえ、文部科学省関係の以下の特別措置につき、関係機関に速やかに通知。(令和6年1月12日)
 - ー文化財保護法及び銃砲刀剣類所持等取締法関係(重要文化財等の毀損等に係る届出義務不履行の免責等、登録を受けた銃砲又は刀剣類に係る届出義務不履行の免責)
 - ー宗教法人法関係(宗教法人の財産目録等の写しの提出不履行の免責等)
- ・令和6年能登半島地震によって被災した文化施設の復旧に向けた相談窓口を設置。(令和6年1月16日)
- ・石川県からの救援要請を踏まえ、文化財ドクター派遣事業・文化財レスキュー事業を実施する旨の事務連絡を発出。(令和6年2月6日)
 - [文化財ドクター派遣事業]
文化財建造物を保護するため、国・地方の指定等の有無を問わず、文化財(建造物)を対象として応急措置及び復旧に向けて専門家を派遣し技術支援等を行う事業
 - [文化財レスキュー事業]
文化財の廃棄・散逸を防止するため、国・地方の指定等の有無を問わず、被災し緊急に保全措置を必要とする動産文化財及び美術品を対象に、救出、応急措置し、博物館等において一時保管する事業
- ・令和6年4月23日に閣議決定された予備費も活用し、文化財ドクター派遣事業・文化財レスキュー事業を実施。(令和6年2月6日~)
- ・重要無形文化財「輪島塗」等支援プロジェクトチームを設置し、会合を実施。(第1回:令和6年3月14日、第2回:令和6年4月19日)
- ・官民が連携した「文化財サポートーズ」を発足し、能登の文化財への寄附募集を開始。(令和6年3月26日)
- ・文化庁長官が石川県に入り、重要無形文化財である「輪島塗」等に関連する施設や、輪島市内の重要伝統的建造物群保存地区(黒島地区)等の被災状況を視察し、関係者と意見交換を実施。(令和6年4月25日)

<国立大学法人等の対応>

- ・各自治体からの要請により、これまでに国公私立の113大学病院から災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣済み。(令和6年1月23日時点)
- ・石川県七尾市からの要請に基づき、富山高専の練習船に支援物資を積載し、輸送。(令和6年1月27日)
- ・神戸大学練習船海神丸が能登半島北東沖の調査航海を実施、得られたデータは国立研究開発法人海洋研究開発機構等と共有。(令和6年2月22日~3月22日)

<国立研究開発法人 防災科学技術研究所>

- ・防災科学技術研究所内に災害連絡室を設置。(令和6年1月1日~3月5日)
- ・「防災クロスピュー: 令和6年能登半島地震」を開設。(令和6年1月1日)
- ・自治体の災害対策本部等への業務支援のため現地にISUTとして職員を派遣(石川県庁、令和6年1月1日~2月1日)、引き続き業務支援を実施(令和6年2月2日~)。
- ・地震発生直後から観測データの解析を行い、地震調査委員会臨時会に資料を提出。(令和6年1月2日)
- ・令和6年能登半島地震の解析結果をHPで公開。(令和6年1月3日)
- ・令和6年能登半島地震で発生した崩壊箇所、土砂流出範囲および津波浸水範囲の推定結果をHPで公開。(令和6年1月4日)
- ・令和6年能登半島地震における金沢市周辺の地震観測点の被害状況調査(令和6年1月5日~令和6年1月10日)
- ・能登半島拡大版の強震モニタをHPで公開。(令和6年1月9日)

<国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構>

- ・国土交通省等からの要請に基づき「だいち2号」(ALOS-2)による被災域の観測、データ提供、公表。(令和6年1月1日~)

<国立研究開発法人 海洋研究開発機構>

- ・東京大学地震研究所等と共同で、能登半島北東沖の緊急調査航海(第一次航海/海底地震計等の設置等)を実施。(令和6年1月16日～24日)
- ・東京大学地震研究所等と共同で、能登半島北東沖の緊急調査航海(第二次航海/海底地震計等の回収・追加設置等)を実施。(令和6年2月19日～3月1日)
- ・東京大学大気海洋研究所等と共同で、能登半島北東沖の緊急調査航海(第三次航海/海底下構造探査、採水・採泥等)を実施。(令和6年3月4日～3月16日)
- ・令和6年4月23日に閣議決定された予備費を活用し、震源海域において、海底下の断層構造や余震活動の推移を把握するための調査を実施予定。(令和6年度)

<独立行政法人 国立青少年教育振興機構>

- ・自治体からの要請により、被災者を受け入れ。(令和6年1月1日～)
- ・災害支援関係団体や学校の代替施設として地域の児童生徒を受け入れ。(令和6年1月9日～)
- ・国立能登青少年交流の家において、近隣地域住民に向け、適時、浴場の無料開放を実施。(令和6年1月10日～)

<独立行政法人 日本学生支援機構>

- ・被災学生に対する奨学金緊急採用及びJASSO災害支援金の申請、減額返還・返還期限猶予の願出を受付、プレスリリース。(令和6年1月4日)
- ・各大学等奨学金事務担当部長宛てに、地震の影響により家計が急変した学生等を対象とする奨学金申請について申請期間の延長や申請書類の代替措置等の弾力的対応を通知。(令和6年1月19日)

<独立行政法人 国立文化財機構>

- ・被災文化財等救援委員会・被災建造物復旧支援委員会を設置し、石川県庁において、文化財レスキュー事業・文化財ドクター事業の実施に係る会議を開催。(令和6年2月13日)

<日本私立学校振興・共済事業団>

- ・私学事業団所管の全国の直営宿泊施設について、被災された加入者(家族も含む)を宿泊料無料(食事代のみ実費負担)で受け入れることを決定。(令和6年1月5日)

3. 今後の対応

- ・引き続き、教育委員会等の関係機関と連携を密にし、被害状況の収集や課題の把握に努め、被災地の状況に応じた支援を進める。

<担当> 文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付
電話:(代表)03-5253-4111 内線3674、2290